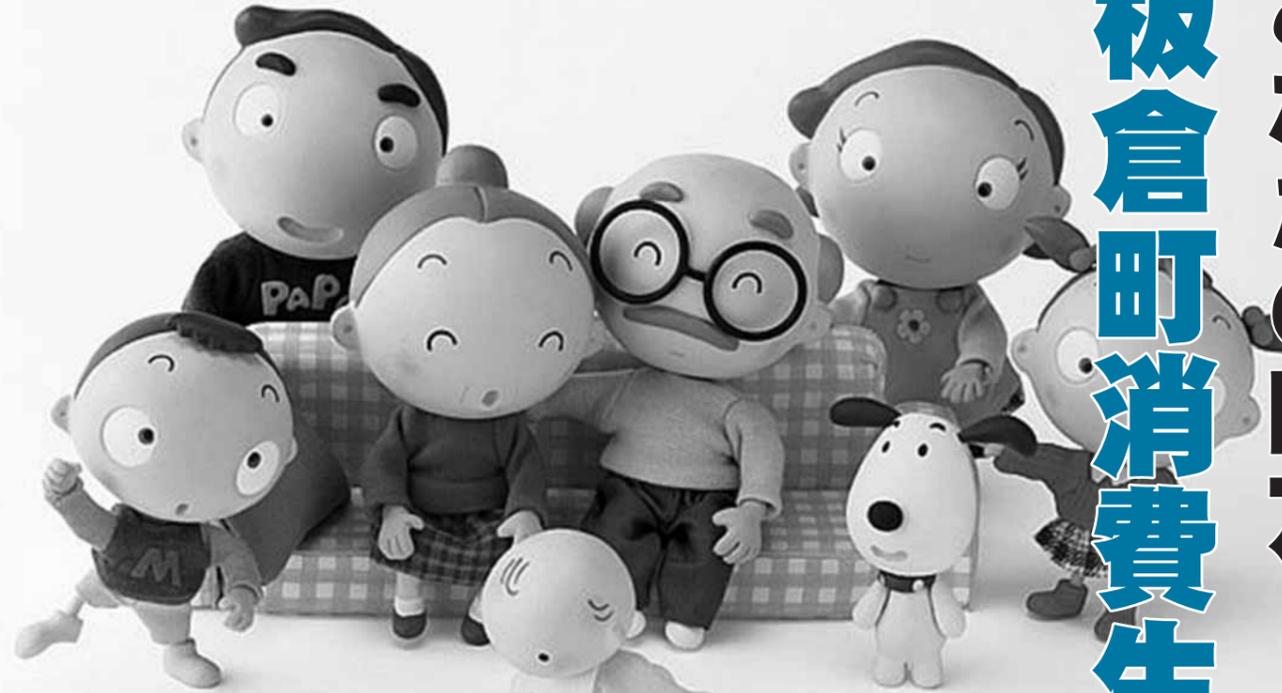


# あなたの味方

# 板倉町消費生活センター



悪質な訪問販売や勧誘行為、商品購入時の契約トラブルなど、消費生活に関するさまざまな問題が発生しています。また、多量債務（複数の借金を抱えてしまい、返済が難しくなること）の問題も後を絶ちません。

板倉町消費生活センターでは、町内在住の消費者を対象として、ご相談をお受けし、解決に向けた助言や関係機関の紹介を行っています。

どのような内容の相談ができますか？

「商品やサービスの契約で事業者とトラブルになった」「製品を使ってけがをした」などの、消費生活に関する消費者と事業者間のトラブルについて相談できます。消費生活相談員が、事業者との自主交渉や具体的な解決策などについて助言します。

事前に準備しておくといものはありますか？

契約書などの関係書類やトラブルに至った状況についてのメモ、トラブルが起きた物の写真などをご用意ください。

料金はかかりますか？  
秘密は守られますか？

相談は無料です。消費生活相談員には守秘義務がありますので、安心してご相談ください。

架空請求はがき	災害時の悪質商法	S F (催眠) 商法
「不良債権が発生している」「連絡がない場合は給料差し押さえを強制執行する」「自宅に回収に向う」など、もっともらしい法律用語や脅し文句で不安をおおひ、折り返しの連絡を促してきます。はがきに記載されている連絡先への連絡は絶対にしないでください。	台風などで破損した家屋を修理した際、業者から高額な修理費を請求されることがあります。また契約後にキャンセルしようとする、高額なキャンセル料を請求される事例もあります。日頃から信頼できる事業者を探しておくことや、契約前に複数事業者から見積りを取りましょう。	「宣伝のため無料で商品を差し上げます」などの誘い文句で人を集め、閉ざされた会場内で、無料または格安で日用雑貨などの品を配り、興奮状態にしておいて、高額な布団や電気治療器具などを売りつけます。高額商品の購入を拒むと、脅して契約させるなど悪質なケースもあります。怪しいと思ったら近づかず、契約をしないようにしましょう。

## 契約してしまってもクーリング・オフ制度があります

クーリング・オフとは、訪問販売などの特定の取引について、消費者が契約の申し込み、または契約の締結をした場合でも、消費者に冷静になってよく考え直す期間を与え、一定期間内であれば、理由を問わず、無条件で申し込みの撤回または解除ができる制度です。

取引内容	制度の対象となるもの	クーリング・オフできる期間
訪問販売 電話勧誘販売	すべての商品、サービス、指定権利	※3 法定書面受領日から8日間
※1 連鎖取引販売 (マルチ商法)	すべての商品、サービス、権利	法定書面受理日から20日間、再販売の場合は法定書面受理日か最初の商品受領日の遅い方から20日間
※2 特定継続的役務提供	エステティックサービス、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス	法定書面受領日から8日間
訪問購入 (押し買い)	原則としてすべての物品、(自動車、家電、家具、書籍、有価証券、CDは除外)	法定書面受領日から8日間

※1 個人を販売員として勧誘し、更に個人に次の販売員の勧誘をさせるというかたちで、販売組織を連鎖的に拡大して行く商品・役務の取引のこと。

※2 事業者が消費者の自宅などを訪問して、物品の購入を行う取引のこと。

※3 特定商取引法などで販売業者に義務づけられた、一定の事項を記載した契約書のこと。この書面に重要事項が記載されていない場合、再度不備のない法定書面が交付されるまで、クーリング・オフの期間は進行しないことになります。

○上記表はクーリング・オフ制度のある取引の一例です。

○クーリング・オフ制度が適用されない場合もあります。詳しくはお問い合わせください。

### 相談機関

○板倉町消費生活センター 板倉町大字板倉 2 6 8 2 - 1 (役場 2 階 産業振興課内)

相談時間 平日 午前 9 時～午後 5 時 ㉓ 8 2 - 7 8 3 0

○群馬県消費生活センター 前橋市大手町 1 - 1 - 1 (昭和庁舎 1 階)

相談時間 平日 午前 9 時～午後 5 時 土曜日 午前 9 時～正午/午後 1 時～5 時

㉓ 0 2 7 - 2 2 3 - 3 0 0 1

### 録音機能付き電話で特殊詐欺を撃退

振り込め詐欺などの特殊詐欺は、犯人からの電話がきっかけとなるものが多くあります。

町では、特殊詐欺を未然に防ぐため、特殊詐欺対策機器を購入した世帯に補助金を交付します。

対象者 世帯全員に町税などの滞納がなく、町内に住民登録があり実際に居住している 65 歳以上のかた

#### 補助対象機器

① 自動応答、通話自動録音機能を備えた電話機

② 電話機との間に接続する録音機能を有した機器

補助金額 購入費用の 2 分の 1 以内 (上限金額 6,000 円で、千円未満切り捨て。付随するサービスの加入料、利用料などは対象外)

申請に必要な書類など

○ 交付申請書兼実績報告書

○ 領収書 (日付、製品名、購入金額、店舗名が記載されたもの。クレジットカードなどの場合は「ご利用控え」)

○ 対象機器が確認できるカタログまたは説明書などの写真

○ 補助金の振込先が確認できるもの

○ 申請者の印鑑

※ 申請書は、安全安心係または町ホームページからダウンロードできます。

問合せ 安全安心係